

# 廿日市市空き家対策総合実施計画（案）

## 1. 計画の実施地区の区域

### (1) 実施地区の区域

廿日市市空き家等対策計画のとおりです。

## 2. 基本的方針

### (1) 実施地区の概要

廿日市市空き家等対策計画のとおりです。

### (2) 実施地区の課題

廿日市市空き家等対策計画のとおりです。

### (3) 実施地区の整備の方針

廿日市市空き家等対策計画のとおりです。

### (4) 空き家対策総合実施計画の目標

空き家対策総合実施計画の目標は、次表のとおりです。

年度	空き家バンク 登録件数（戸）	空き家バンク 成約件数（戸）	空家等が公益的な 用途に使用される 件数（戸）	不良住宅 解消件数（戸）
R8	30	21	1	3
R9	60	42	0	5
R10	60	42	0	5
R11	60	42	0	5
R12	60	42	0	5
R13	60	42	1	5
R14	60	42	0	5
R15	60	42	0	5
R16	60	42	0	5
R17	60	42	0	5
計	570	399	2	48

### (5)連携した協議会等の概要

名 称：廿日市市空家等対策協議会

代 表 者：副市長

主な構成員：廿日市市（建設部に関する事務を担当する副市長）、地域住民、学識経験者、法務・不動産・建築・福祉・金融・環境等に関する有識者で市長が必要と認める者

## 3. 空き家の活用と除却に関する事項

### (1)空き家対策基本事業に関する事項

事業手法	施行者	事業対象	空き家又は跡地の活用用途	戸数	事業実施予定時期
活用	空家等管理 活用支援法人	空家住宅等	定めなし	570	R8. 10- R18. 3
	所有者等 又は 地域自治組織	空家住宅等	高齢者サロン等の 公益的な用途	2	R8. 4- R18. 3
除却	所有者等	不良住宅	定めなし	48	R8. 4- R18. 3

### (2)除却後の跡地の計画的利用に係る周辺住民等への周知方法 (制度要綱第 25 第 6 項第二号ロに関する第一号第一 a に該当する空き家住宅等の除却の場合)

該当なし

## 4. 他の空き家対策に関する事項※

### (1)他の空き家対策に関する事項

#### ・空き家対策附帯事業

施行者	事業対象	事業内容	事業実施 予定時期
—	—	—	—

#### ・空き家対策関連事業

事業手法	施行者	事業対象地区	事業内容	事業実施 予定時期
—	—	—	—	—

#### ・空き家対策促進事業

施行者	事業対象	事業内容	事業実施 予定時期
所有者等	空家住宅等(活用予定)	登記手続き、家財整理、庭木伐採・剪定、住宅改修、DIY	R8. 4- R18. 3

## (2)空き家対策総合支援事業の補助対象以外の空き家対策に関する取組

事業概要	施行者	事業実施 予定時期
空き家相談窓口	廿日市市	R8.4-R18.3
空き家対策啓発冊子制作・配布	廿日市市	R8.4-R18.3
空き家対策啓発セミナー開催	廿日市市	R8.4-R18.3
相続財産清算人申立等に係る業務連携	広島司法書士会	R8.4-R18.3

### 5. その他必要な事項※

該当なし

- (注1) 空き家対策基本事業については、原則として活用と除却の両方を記入すること。ただし、活用と除却の実施期間は同一年度でなくてもかまわない。
- (注2) 空き家対策附帯事業、空き家対策関連事業、空き家対策促進事業については、4(1)の該当箇所に各事業の必要事項を記入すること。
- (注3) 住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第3項第一号、第二号に掲げるもののうち、空き家対策総合実施計画に関連する記述について抜粋したものを添付すること。
- (注4) ※の事項については該当がない場合はその旨を記入すること。
- (注5) 制度要綱第25第2項の規定に基づき、空家等対策計画と重複した内容の記載がある事項については定めることを要しない。